

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会（第8回）記録

会 議 年 月 日	平成 24 年 1 月 6 日（金曜日）		
開 会	午後 3 時 0 分	閉 会	午後 4 時 20 分
場 所	市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 者	座 長 中西照典 副 座 長 下村佳弘 構 成 員 上杉栄一 上田孝春 高見則夫 角谷敏男 田村繁巳 オブザーバー 長坂則翁 太田 縁		
欠 席 者	なし		
事 務 局 職 員	事務局長 中村 英夫 事務局次長 田中 利明 調査係長 太田 潤一 議事係主任 金岡 正樹		
執 行 部	なし		
会議に付した事件	別添資料のとおり		

第8回住民投票条例検討会（1月6日）

◆中西照典座長 では、24年に入りまして、初めてのことの検討会です。ただいまより鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会第8回を始めさせていただきます。前回、この鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例策定にあたっての調査を委託する件ということを検討していただきました。特に、ここに議案が手元にありますが、これは、本議会は、地方自治法の100条の2の規定により、次の事項について調査を委託するものとするということで、調査事項、調査期間、調査を委託する者ということで、そういう議案をこれから皆さまに検討していただく、内容を検討していただくこととなりますが、別紙があります、このことについて事務局より説明をお願いします。

○太田潤一市議会事務局主査 はい。

◆中西照典座長 はい、どうぞ。

○太田潤一市議会事務局主査 はい。皆さん別紙の方、ご覧ください。議案の中に挙げています、中のまず調査事項についてですけども、この調査事項につきましては、業務の内容として、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例、試案ですね、これが第2条第1項第2号に規定する現本庁舎の耐震改修及び一部増築、今これ、第2号案というふうに呼びます。に関して、次の点に留意して調査を行うこと。まず第1点ですが、現地の状況をよく理解、確認した上で、公平公正な立場で適切に調査を行い、報告書として提出をすること。第2点として、業務の実施にあたっては、特に高度な学識経験を有する者、大学教授等の監修を受けること、そうしております。それで、第2号案の概要としましては、まず現本庁舎の6階建て部分を耐震改修、これ面震工法ですね、し、2階建て部分は取り壊す。次に、現本庁舎の6階建て部分については、現状維持を基本とし、設備（空調・給排水）について改修をほどこす。3点目として、現在の駐車場の一部に地上4階建ての新第2庁舎を建設し、これは3,650平方メートルの免震工法です。現本庁舎と渡り廊下で接続する。4点目として、150台を収容する半地下駐車場を設け、その上部に広場を設置する。それで、調査内容については、上記第2号案の概要に対応する建築工事費の概算についてを検証していただく。それで、2点目として周辺への影響。3点目としてその他、事業実施にあたっての課題・問題点、そういうことをしていただくということであります。

◆中西照典座長 引き続き調査を委託する者についてですね、お願いします。それは12月21日の検討会で出された意見は、社団法人鳥取県建築士事務所協会がいいんじゃないか、あるいは県外の建築事務所の協会にお願いするのがいいんじゃないか、あるいは鳥取市の職員にお願いするのがいいんじゃないかという意見が出ておりました。それぞれ事務局で、それぞれの点についてのコメントを調査していただきましたんで、調査内容を読み上げてください。

○太田潤一市議会事務局主査 はい。まず第1点によりますと、社団法人鳥取県建築士事務所協会につきまして、県下の複数の事業所で構成する、建築を目的とした唯一無二の社団法人であるということから、いいのではないかという意見があります。一方、鳥取市に影響がない県外の業者等へすべきではないかというような意見もありました。次の県外の建築事務所協会等ということでございますけれども、県外の業者になりますと、実際どこを選ぶかというような基

準とか、目ぼしとか、なかなか聞きづらい部分があります。そういうことになりますと全国に対しまして公募等の手段を行ってその業者を選定していくという作業が発生してまいります。そうしますと、業者選定にあたりまして、一般競争入札等と同様な手順が必要となってきて、仕様書の策定から公告を準備して、形態を準備するなど3週間、また広告はそういうか、決定するまで機関に2週間、合計業者決定まで約5週間という、期間を要するというのが問題として挙げられております。3点目の鳥取市の職員ですが、この前はあくまでも執行部の協力を得て行うものということになりますので、専門的知見については議決が必要ではありませんが、議会は条例案を検討していると、この頃から議会として調査をすべきという意見があります。また、公平・公正の観点から、設管業務に市当局を関わらすべきではないという意見がありました。以上でございます。

◆**中西照典座長** まず、社団法人鳥取県建築士事務所協会は、これは随意契約が可能という、そのことについて説明してください。

○**太田潤一市議会事務局主査** はい。改めまして、県内で鳥取市の状況に精通しているというような部分、広域を目的としたこういうような関係をする、複数の事業者が構成する唯一無二の社団法人であるということが理由にまず挙げられます。それで、随意契約の理由として挙げられる部分としましては、地方自治法の第234条についていることはあるんですが、同施行令167条の2第1項第2号に、競争入札には適さないものという項目が挙げられます。この要件に該当するということで随契も可能ということになります。

◆**中西照典座長** はい。ただいま、事務局の方から説明がありました。その件についてですね、まず調査内容、それから調査を委託する者について、それから期間の問題がありますが、まずそこでは調査を委託する者についてから埋めていきたいと思います。先ほどの事務局の説明も踏まえまして、いま一度、各会派の代表者の方からご意見を伺いたいと思います。では、上杉委員お願いします。

◆**上杉栄一議員** そうしましたら、私の方からです。前回の検討会の中で3つの案が出されたわけではありますが、その中で、今、事務局の方で県外の建築士事務所協会等については5週間という、程度掛かるということになれば必然的に条例案の提案が非常にまた遅れるということで、となってくると住民投票条例そのものがまたこれからさらに遅れるというようなことで、これはもう既に前回、前々回だったか、委員会、検討会の中で日にちについては議長の方で遅くとも5月の下旬ということに、これを明言しておりますので、これをそれこそ、さらに先に延ばすということはこれはできないというふうに、私思っております。それから、市の職員にはついては、これは議会として調査すべきということでもありますので、あるいは執行部はこれに対して協力するかどうかというについても、甚だ私は疑問を感じるころでありまして、恐らくなかなかそれは協力していただけないだろう、ないだろうというふうに思っております。前回、私の方は、やはり鳥取県の建築士事務所協会、これが、これであるならば随意契約ということが可能だということでもありますので、あわせて、学識経験を有する者を入れて、監修を受けるとすれば非常に短期間のうちに、ある程度期間が限定する中でも、これは進めるんじゃないかなあというふう思いますので、私はやはり建築士事務所協会、鳥取県の。これは業務の内

容にあえても、現地の状況をよく理解、あるいは確認した上でということがありますので、そういうことにも精通してるんじゃないかなあというふうに思っておりますので、この鳥取県の建築士事務所協会の方に、これを委ねるべきだというふうに思っております。以上です。

◆中西照典座長 では、上田委員お願いします。

◆上田孝春議員 はい。ここに3案、調査する者を出して、先回のときに、僕は鳥取市以外の県外のそういった者に依頼をして調査をしていただくというふうなかたちで提案した本人ですけども、非常に困ったなというような、正直言って思いがしています。それというのは、さっき上杉さんから話があったように、先回の検討委員会の中で、だいたい今後のスケジュール、住民投票のスケジュールを大まかに、これをと言うか、話し合いました。2月定例に提案して5月に住民投票をとということでスケジュールを報告した関係でどうかなと、ちょっとその辺がちょっと私自身も課題と言うか、今、悩んでいるところです。なぜ、県外がいいかということ話を、先回したときもやはり今まで県の建築士会に、建築設計事務所協会にしても鳥取市のこの耐震診断だとか、いろんな関係をそこにしてもらった経緯があるというふうな関係があって、やはり新たなところにしてもらった方がいいという思いがしております。

特にもう今回、僕が提案した第2案、この現本庁舎の耐震、一部増築という1つの提案をしたわけです。それで、金額的にもある程度、これも提示をして示したわけですけども、この第三者に依頼をして、基本的にはこの僕が示したものが果たしてできるかどうか、金額的にどうこうというかたちで精査をするというふうなことから、この問題が始まってきておるわけです。本来でしたら1案にしても新築移転で74億8,000万、それで、こちらの方で現本庁舎の免震、一部増築というかたちで20億というかたちで示しておるわけですから、当然それで住民投票をしても、してもらう方が僕はいいんですけども、ですけども、やはりそこに私が提案したものがある程度納得と言うか、理解できるというかたちでその金額に対して精査をしてもらおうと、第三者に精査をしてもらおうという経過の中で、こう、来ておるわけですね。ですから、今までいろんな関係で、やはり鳥取市それから地元に対してある程度、私自身もあんまり信用と言うか、不信感をちょっと持っている感じがありますからね。ですから、きれいな気持ちで県外のそういった関係者に本当は精査してもらうことが一番いいというのが、いいという思いで県外の話をしたわけですけども。ここになって、いろんな、さっき言ったようなスケジュールの関係等々があるというかたちになったら、でも、検討委員会、そして、なんかここで私がある程度して、また伸ばすというわけにも、これもいかんという協議日程、つらいところも正直言ってあります、つらいところがね。ですから、県外というかたちで話を了とした場合に、建築士会、設計事務所協会に委託する場合にある程度の次の段階にもなるかと思うけれども、やはり私は東部の設計事務所、この辺を言っていていいかどうか知らんけどね、委託するのは県の建築設計事務所協会なんだけどね、そこからどこに、どこの設計事務所に委託するかという、正直言って出てくるわけです。だから、その辺がなんか、やはり鳥取市はだめだという、正直言って鳥取市の建築士、設計事務所業者はだめだというふうに僕は最初から言いたくはないんだけど、その辺で鳥取市以外のやはり色のついてないところで委託をしてもらおうというふうなことができれば、そういったものが可能であれば、県の建築士会、設

計事務所協会に委託というかたちの条件、如何に条件がある、そういったものもある。

◆中西照典座長 条件ね、はい。高見委員、お願いします。

◆高見則夫議員 はい。まず12月の27日の日になりますね。我々はこの会で第三者機関に任せようじゃないかということが、意見が一致したわけです。それで、さっき報告があったようなことで第三者機関にあたったら県の社団法人の県の建築士事務所協会ということについては、ある程度方向性が出たと、了解を得たというふうなことなんですね。だから、我々は、これから検討することについては公平である、公正であるということについては、やはり協会に任せるわけですから、協会の方からそのような判断をされるわけですから、それに対しては絶対的な信頼をするべきだというふうにまず考えます。

そこで、さっき公益上の問題や、それから公益上の問題で社団法人の関係が目的を達成しているというふうなことなんです。さらに、私は県外の業者に対してはなぜいけないかということについて、ちょっとお聞きしたいわけですが、県内であれば随意契約でいいというふうな説明があったわけです。随意契約ということになると、地方自治法上のいわゆる専門的識見の契約ということになって、そういう委託条件が整合するのか、鳥取県の県内であれば、県外であればなぜ一般そういう入札、随意契約はいけないのか、その辺を明確に示していただきたいというように思います。もう1つは、いわゆる県内、この出す場合に、そういう仕様書を出す場合には、この間出ておりました1から13までの項目、これをそれぞれすべて出していくんだということはこの間決まったと思いますから、その辺もそうだなということでお互いにもう1回確認をして、それが仕様書として出ていくんだということの確認をしておかなければいけないというふうに思っています。

ついでには、市の職員については、やはりいろんな問題がありますからA案、B案の関係でA案を十分審議した経過がありますので、私は市の職員は外していいというふうに思っておりますけれども、ついでには一番最初の鳥取県との関係を支持したいんですけれども、随意契約としての条件をお聞かせいただきたいという具合に思います。

◆中西照典座長 分かりました。じゃあ、随意契約の取引でもう一度、いま一度。

○太田潤一市議会事務局主査 はい。これは100条の2の専門的識見につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によって、第2号ここには、その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものとするときに該当するというので入札の必要はないとされているというのは、これは地方議会事務提要という本を通じて、そちらの方を参考にしてこのように言わせていただきました。県内の企業の場合につきましては、先方から説明をしておりますように、この建築士、県の鳥取県建築士事務所協会については県下の複数の事業所で構成され、公益を目的とした唯一無二の社団法人であり、また地元事業ということもありますれば、ここはこれでオッケーかと思われます。

それで、県外の分につきましては、どう言ったらいいんですかね、入札という方法も説明はさせていただいたんですけれども、例えば県外のどこの業者にするのかというような話が出てきます、県外ということになれば、建築士事務所協会は各都道府県、岐阜県を除く46都道府県にすべて協会がございます。この協会のどこを選ぶか、またほかのコンサルタントの業者とか、

いろいろ選択肢がたくさんあるわけで、ということになりますと、実はこれを今の167条の2を活用して随意契約がたとえできるとしても、どこを選ぶかということについては、内部で了解を得ないといけないということになります。ということになると、どこを選ぶかという基準、それから目星がつかない中、競争入札と同一の方法というか、公募というようなかたちをかけたりして、どこがしてくれますかというようにして、さしていただくような期間をやっぱり取っていく必要があります。そういうことになりますと、競争入札とほぼ同様と言ってもいいぐらい時間としてはかかります。ということで、5週間という提示を言わせていただいたところでございます。

- ◆高見則夫議員　ちょっと関連して、いい。いわゆる一般競争入札の場合は5週間っていうその期限があるから非常にこの、とにかく住民投票条例を早くしなくちゃいけませんからね、これも当然考えられるところ。期間の問題があるということが1つ大きな。全国から探そうと思ったら業者が大変だと、業者の数がね。ということでメリットがあるとすれば鳥取県業者でそういうものをなんというか、随契でやった方が非常に効果的だというふうな判断ですね。

○太田潤一市議会事務局主査　はい、そのとおりです。

- ◆高見則夫議員　はい、分かりました。

- ◆中西照典座長　はい、田村委員。

- ◆田村繁巳議員　はい。前回、第三者専門機関でという議論が交わされて3つの案が出された。やはりその3つの案でやっぱり公平・公正な積算ができるのか、そのためには極力と言った方がいいのでしょうか、市との関わりが少ないところ、そういうことだろうと思います。そういうことで考えていくなれば、鳥取市の職員というのが、先ほど受けていただけるかどうかという問題もありますけども、それに適しないなど。先ほど、県の建築事務所協会と県外の建築事務所協会と、特に随意契約が本当で納得できるかという問題だろうと思っております。また、県外にした場合は、先ほど言ったように5週間という、これも当然物理的に住民投票そのものが決っていますので、そういうことを考えていくなれば、先ほどの随意契約の説明も受けたわけでありまして、これは納得できることだろうと思いますので、この県外の建築事務所協会というのは、これもちょっと物理的期間としては難しい、こう判断します。できれば県内の建築士の事務所協会ですか、ここで行けたらいいですが、先ほど上田議員さんの方からできれば西部の方でと、この条件が受け入れていただけるかどうかというのはちょっと分からないんですが、できる限り人の関わりを少なくしていけば対応していただけるものだと思っております。一応、一番最初の県の建築事務所協会がいいと判断します。

- ◆中西照典座長　角谷委員。

- ◆角谷敏男議員　私は市の職員に関わってもらってという発言を委員会の場でしたわけですが、変わっていない。むしろ先ほど田村議員も言われたんだけど、その市との関わりが少ないところがいいという意味がちょっと私はあんまり分かんないです。公正・公平の意味からして、その辺ちょっとむしろ聞きたい方なんです、私の方が逆に。私は市の職員は公平・公正であるべきだと思います。これまでの経過の中で市のやっていることが信用できないとか、どうかなとか、それから新築移転案をやっているからそれはちょっと不可能だろうというような、その

上杉委員は甚だ疑問だという言葉が言われたんだけど、なんでその辺が疑問なのかということだ。私はちょっと合点が全くいかない。ちょっとその辺、聞いてからまた、

◆中西照典座長 ちょっともう少し進めてくださると、いわゆる公正・公平がということに、

◆角谷敏男議員 いや、ちょっと進めてって言うのは言っている意味が、

◆中西照典座長 意見をもう少し言ってください。

◆角谷敏男議員 なんでか分からないということが1つあります。

◆中西照典座長 角谷さんが、

◆中西照典座長 分かりました、議長、言います。なんでかと言うと、住民投票を条例案まだこれから成案として議決をしないと成案にならないわけですけど、広報もそうですけど、それから決まってから可能性は二案ですから、こちらに決まる、向こうに決まるフィフティーフィフティーだと思うんですが、仮に市が、市長が言っている最良なんだということでどんどん進めておられる方じゃなくて、こっちになったときに議会が決められるということで、入る余地ありませんでしたと。最大マックス 20 億円でやれということですけど、どうしましょうかという話じゃ、ちょっとね、やっぱりいわゆる執行する立場に、そういうときには市はなっているわけですね。ですから、住民投票をするのであれば条例案にもかかっているように広報活動は市もやらないといけないわけですよ。それから、決まれば執行しなきゃいけない。そういう点を考えると、市がやっぱり関わるべきだし、それから1回住民投票を延期することになっているわけですけど、延期したわけですけど、当初の日程から言うと。一番、市の職員にやっぱり協力してもらうという点でいけば、時間も費用もかからないと。そういう点もあるから、私はこの市の職員に協力を求めるべきだというふうに思うわけです。それで、事務局の方から前回条例案検討審議会として調査すべきだということを言っても、以前も言いましたが、議会は専門的な職員持っていないので、おのずとそれなりの協力、それなりのところに要請を、協力を求めて我々が現地案を作らなくちゃいけないということじゃないかなと思うんです。以上です。

◆中西照典座長 はい。では上杉委員。

◆上杉栄一議員 公平・公正というかたちからすれば、市の職員は公正・公平だと思います、私は。ただ、今までの経過からすれば、やはり市民のそれこそ感じているところは違うかもしれないけれども、鳥取市に対しての不信感というのは持っておられる市民はやはりあるだろうと、今回の問題について、議会もあるかもしれませんが。そういう状況の中で、市の職員にこの精査、積算をするということについては、やはり一部の市民の中からはそういう異議が出てくるんじゃないかなというふうに思っております。

それからもう1点、これは職員に打診しているわけでは、ないのでして、果たして組合ができるか技術的な問題もあるわけで、特にA案については、これは市が積み上げているわけですけども、結果としてはこれはやはり業者に委託する中で、これを計算しているわけで、仮に鳥取市に市の建築課等々にこれを出したときに、市の職員でこれを積み上げるような状況ができるかどうかということも、これもまだ確認していない状況、それからもう1点は、本当に市が受けるのか、執行部サイドに議会としてこれを出したときに、市としては方向としてA案を進

めている中で、じゃあ、これもやりますというような格好で来るのかということ、こういうことだというふうに思いますけども、最初申し上げたように、職員は公正・公平にやると思いますが、一般市民がそういうふうに見るかどうかということ、そのことだよ。だから、それであるならば鳥取市を外した第三者でやるべきだというそういう考え方です。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 先ほど、角谷議員さんの方から市の関わりの部分で、おそらくお話を聞いていて、実際こちらが現地ということで選ばれたときに、本当でそれが実現できるのかと、本当でやっていただけるのかと、そういう1つの疑問のところから出たのかなとちょっと思ったわけですけども、それはちょっと本人がそこまで踏み込んでいないのでちょっと分かりませんが、そういう意味では、何か市の職員が関わることで、1つはそのあたりのことも担保できるということだろうなと思っておりますけども。やはり、今、A案と進んできている中で、この市の方ですね、B案について、市の職員がそれにかかってやるというのは、この積算そのものが、これから公表して出したときに、また、それも市民から見れば不信感につながる部分も出てくるんじゃないかというように、ちょっとやっぱり思うんです。そういうこともあって、この第三者専門委員会で、機関で出していただくのが、より公平な、公正・公平な判断をしていただけるという意味で、議論していきたいと思っていたんですけども。

◆中西照典座長 皆さんの方から、一応先ほど言いましたように、皆さんに出していただいた案をたたき台にして、それに市が関わっていくということのようですけど、それ見ていて、どうですか。

◆上田孝春議員 だって、角谷委員が心配される面も分からんでもないけどね。ここ以前にも申し上げましたが、そのことも、市長が仮に50%切ったら検討するだの、何とかというときにも申し上げましたし、ですから議会が条例案を出してこっちに決まったんならね、やっぱり議会の責任で、やっぱり執行部に対してこちらをやらせるぐらいな、やっぱり決意というか、そういった考え方がなかったら、だめだというふうに思っております。ですから、当然、前にも申し上げましたが、市長が、仮にこの住民投票で50%切って、考えるだ、なんだかんだと言って、この住民投票を尊重せんようなことがあればね、議会は議会でそんなんの腹をくくってやるぐらいの決意があるかと言って、以前にも話をした経緯もありますけども。この問題に対しても同様だと思います。ですからA案に対してこっちに決まったときにね、市長はするだとかせんとかね、やっぱりそんなことを言い出したら、議会としてしっかりして、それやればいいですよ。

◆中西照典座長 今お聞きしているのは、出されたのに市の職員が関わって、これを検討することについてどうかという。

◆上田孝春議員 それは、やっぱり僕も、A案を一生懸命、市の執行部がどんどんどんどんやっとなるのにね、対案をせえというようなことはちょっと。ですから、県外といった意味もその辺も含んでいるからね。

◆中西照典座長 そうですね。

◆上田孝春議員 そういった意味で言つとるわけであって。ですから、角谷さんが言うその問題、

心配も分からんでもないしね、やっぱりその点については、やっぱり議会で、住民投票で決まったら、それは議会の責任でやらせるべきだと。

◆中西照典座長 角谷さん、何かそれについて。

◆角谷敏男議員 はい。2点だけなんですけど、先ほど、上杉議員が市への不信感があるということだね、田村さんもそれらしい表現の仕方をしておられたけども、74億8,000万円の新築移転だって、あの積算に不信感とか、疑問を持つという市民はおると思うんですが、それは、ね。ただ、そういうことは何もしないで、A案、新築移転の方は、議題としてはチェックはしないと、確認作業はしないと、検証はしないということで、こっちだけを確認するというのに、そういう点だね、公正・公平なのかなという疑問が1つはあるんです、公正公平で言うと。それともう1つは、仮にこれまでと違ったその新築も、現在地も同じ機能を持たせるわけじゃないと、20億円で最大ここはできる範囲内でできるのかと、そういう検証なんだということで仮にあったとしても、やはりあったとしても、さっき言ったように、市の職員が新築移転の方をやっているとね、だから、それは無理じゃないかなというふうにな、決めてしまったらね、やっぱり僕はよくないと思うんです。それは、説明責任だとか、市長が言う説明責任、こっちの案も説明責任が伴うわけです、条例から言うと。議会が作る案としてはですよ。市に説明責任を求めなかったらいいですよ、議会だけで説明するっていうのは。でも、条例案はそうじゃないですからね、工法については。それから、さっき言ったように。

◆中西照典座長 ちょっと待ちなさいな。別に今やってる、関連があるといえはあるんですけども、要は第三者の、しかも委託するということで一応決めてきたわけですね。それで、今、しようかしたら、12月21日に出了れた3つの案があつて、それにやはりここの検討委員会では集約しないとイケない。そこにきているときに、最近の、言わんとされることは分かる。今の議題としてはどのようにして、じゃ決める、あくまでも角谷さんとしては、議員としては、市の職員に任せなさいということですか。

◆角谷敏男議員 これもう、議会ではできないわけですから、だから第三者ということになるわけですね。

◆中西照典座長 だいたい。

◆角谷敏男議員 市の職員も第三者という、私なりに発言したんです。

◆中西照典座長 今のここの話を聞いていただいといて、どうも皆さんは、角谷さん以外の方は、社団法人鳥取県建築士事務所協会、いろいろ条件もありましたけど、ここがいいだろうということで、これについてはどうなんですか。この案についてのことについて。

◆角谷敏男議員 いや。だから私は、なぜこの市の職員の方がいけないのか、分かんなかったから、まず聞いて、聞いてるわけ。

◆中西照典座長 だから、それらを聞いて、皆さんも分かってるわけです。ですから、今の意見でこれを集約していく方向だと、やはり市の職員がなぜいけないかより、こちらの全体の中でのこの鳥取、今の第1案の社団法人鳥取県建築士事務所協会、これが皆さんがよいだろうとされる、これについては、この案についてはどうなんですか。

◆角谷敏男議員 この3つの案の中での議論でしょ、今日は。

- ◆中西照典座長 だから、この案に今皆さんがたから。
- ◆角谷敏男議員 いやいや、だから、集約をされるかされないかは、議長が最終的に判断されるんでしょ。
- ◆中西照典座長 だから、そこが聞きたいですが。
- ◆角谷敏男議員 私はまだ市の職員ということでね、最初からこう。
- ◆中西照典座長 だから、市の職員と言っておられるんだけど、今言った事務所協会についてはどう思われるかと。
- ◆角谷敏男議員 保留ですわな。
- ◆中西照典座長 保留ということは、賛成・反対しないということですか。
- ◆角谷敏男議員 そうです。でないと、私の言っている意味が全然通じないでしょ。
- ◆上杉栄一議員 市の職員については、まだ議会としてできるかどうかという打診をしてないわけだから。
- ◆角谷敏男議員 打診してない中で決まるということになるから、という思いもあるんですよ。
- ◆上杉栄一議員 だから、結果として打診してない中で、市の職員にやってもらったらどうだろうかと、そういう話になっているわけで、市の職員がだめ、これはできませんと言ったらそれまでの話で。
- ◆角谷敏男議員 そりゃ、次考えないといけん。私は、ベストとしては、市の職員がいいんじゃないかという意味の発言をしているということです。
- ◆上杉栄一議員 もう1点は、要するに20億という数字の中で、市の職員がこれを計算したということになれば、仮にですね、B案になったときには、これはやっぱり責任が出てくるわけで、市もそれを精査したという責任があるから、やらざるを得んという、ひとつの担保みたいなもので、それが必要なのかなとそういう思いがあって、角谷委員がそんなことを言われているのかなというふうに私は思っています。
- ◆角谷敏男議員 それは、市も責任を持ってね、やらなきゃいけないと思うんですよ。
- ◆上杉栄一議員 ただ。
- ◆角谷敏男議員 これまでの議論は、皆、市の方は排除と、僕から言うと排除した格好だから。
- ◆上杉栄一議員 そうは言っても、第三者の、市の職員が積算しようが、第三者が積算しようが、できるものはできるわけですから、できないものは、それこそできるような格好で、そういう部分を、計算を頼むわけだから、だから、改めて市の職員にそれを積算、積み上げてもらうということについて、私はそこまではする必要はないかなと、そういう思いがあります。
- ◆角谷敏男議員 私は、それだけじゃないというふうに思っています。はい。
- ◆中西照典座長 いいですか。それと、今出ましたけども、確認したかという意味で言いますと、12月27日の検討会で、この社団法人鳥取県建築士事務所協会が出ましたので、私の方でその協会には打診はしてあります。可能であろうということでありましたので、それは申し添えておきます。この問題は、ここでとりあえず先ほど出ているスケジュールを前に出してものを言うのは申し訳ないんですが、今月中になるべくこの案を議会で取り扱いたい。それで、その後、期間が検討調査の期間というのがありますが約1カ月おいていただくというスケジュールを検

討しておりまして、少なくとも今日ここで今の案を、案というのは調査を委託する件の案ですけども、まとめていただきたいと思います。

◆角谷敏男議員 ちょっと聞いていいか。

◆中西照典座長 はい、その前に、はい、じゃあ、お願いします。

◆角谷敏男議員 まとめたということで、ちょっとその前に確認なんですけど、結局検証ですから、これでいくと検証になるのかな。大学の先生の監修を受けて調査をして報告をすると、いわゆる第三の検証になっているわけだから、そうすると、どうなんですか。報告書が上がってくると、それそのものは、もう一切、議会がいろいろと言うとあれだけど、それをそのまま受けて、それを市民に出すということなのか、その辺が1つと。それと、ちょっとついでですけど、議長、なんかマスコミに市民アンケートをする気がないという、そういうなんかコメントがちょっとなんかの新聞に載っていたように、私、記憶しているんですけど、どっちにしてもこの一連の過程の中では市民の声はもうどこにも出せないということになるんですかね。返ってくる、返ってきた後も含めて。

◆中西照典座長 それはあくまで私に質問ですね。私はこの委託が決まって、委託からレポートが返ってくる、報告書が。それはそのまま市民に公開しようと。ですから、なぜ我々が第三者に調査をあるいは検証を委託しないといけないかというのは、少なくともここに我々議員の中では、なかなかそこについての検証をする能力とか、知識がないですから、やはり委託したものに関しては、もうそれは公にすべきだと思いますし、時間的に言っても、先ほど言われたような市民の方のアンケートを取るということは、僕は時間的にもないし、と思っております。それは、公開されたものに対してそれぞれの支持される方たちが、やはりそれを基にして市民の方に訴えかけていただくということになります。ただ、出てきたレポートは我々も責任を持って、当然説明せざるを得ないものだと思います。

◆角谷敏男議員 分かりました。ちょっと。

◆中西照典座長 はい。

◆角谷敏男議員 最後もう1つ確認。結局この増築、一部増築案でいくと、ここが、本庁舎が免震で、免震工法でやると、2階部分は取ると、そういうここに書いてある2号案の内容そのものについての金額的な検証ですから、それ以上はもう何も変動がないんですね。

◆中西照典座長 それは次に。

◆角谷敏男議員 そうですか。

◆中西照典座長 次に。これは重要な問題なのでちょっと今、あえて後にしていますけども、まずは場所を決めていただいて、委託する場所。それにもう一度その内容については再確認、あるいは上田議員が言われたような条件もあるわけです。それについても皆さんで意見を交わしていただこうと思います。よろしいでしょうか。

◆高見則夫議員 何の条件がある。

◆中西照典座長 それは、言われたその条件がいいのかどうなのかというのは、それからしていただこうということですね。一応、よろしいですか。

◆高見則夫議員 うん。

◆**中西照典座長** はい。では、皆さんの確認ですね、多数決を採ります。この鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例策定にあたっての調査を委託する件、調査を委託する者としては、社団法人鳥取県建築士事務所協会、そちらに委託するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◆**中西照典座長** はい。では、そのように決めさせていただきます。それで、次に、先ほど申しました業務の内容についてであります。先ほど、説明の中で事務局の方からされましたけど、いま一度その業務の内容についてのことを確認のためにもう一度読んでください。

○**太田潤一市議会事務局主査** はい。では改めて読みます。まず、業務の内容です。鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例（試案）第2条第1項第2号に規定する現本庁舎の耐震改修及び一部増築、以下2号案と言います、に関し、次の点に留意して調査を行うこと。

第1点、現地の状況をよく理解、確認した上で公平・公正な立場で適切に調査を行い報告書として提出すること。第2点、業務の実施にあたっては特に高度な学識経験を有する者、大学教授等の監修を受けること。それで、第2号案の概要ですが4点あります。第1点、現本庁舎の6階建て部分を耐震改修（免震工法）し、2階建て部分は取り壊す。第2点、現本庁舎の6階建て部分については現状維持を基本とし、設備（空調・給排水）について改修を施す。第3点、現在の駐車場の一部に地上4階建ての新第2庁舎を建設し（3,650平方メートル、免震工法）現本庁舎と渡り廊下で接続する。第4点、150台を収容する半地下駐車場を設け、その上部に広場を設置する。それで調査内容としては、上記第2号案の概要に対応する建築工事費概算についての検証。第2点、周辺への影響。第3点、その他事業実施にあたっての課題・問題点です。以上です。

◆**中西照典座長** このようになっております。1点、それこそ聞きたいのは、上田議員の方から東部の建築事務所協会の会員は外していただきたいというのが出ておりました。このことも先ほどの調査内容を含めて、ご意見をこれからいただきたい。はい、上杉委員。

◆**上杉栄一議員** どの程度、どれぐらいの数の会員さんがおられるかちょっと分かりませんが、中西部それぞれの業者がそれぞれの、それなりの技術はやはり持っておられるというふうに思っております。これは申し入れの中で、そういうかたちでそういう業者が受けてもらえればそれはそれで私は別にいいと思います。西部でも、西部であろうが中部であろうが、それができる業者がおられれば。

◆**中西照典座長** はい。それから、今の調査内容については。

◆**上杉栄一議員** 基本的にはこれで結構です。

◆**中西照典座長** いいですか。はい、上田議員。

◆**上田孝春議員** はい。僕は最初に言ったように、やっぱり県の協会がやっても東部は外してほしいということ。それと調査内容ですけど、概要はいいんです。ですから、この検討会の調査を依頼する1つの大きな狙いというのは、目的というのは、僕が示した20億、工事費の概算の20億についてですから、ここに調査内容でやっぱり1の上記の2号案の概要に対する建築工事費の概算の検証はこれでいいと思う、してもらえばいいです、これは。だけど、その次の2点、その周辺への影響だとか、それから実施にあたっての課題・問題点、ここは、僕は必要な

いと思うんです。これは決まってからやればいいことであって。ですから、そんなことを言い出したらあっちの新築移転の問題でも影響だとか課題だとか、みんな出さないといけんようになってくるでしょ。そうすればもう、シンプルに僕は向こうの74億8,000万、こっちの現本庁舎の免震、増築、それで20億。その20億の金額が出ておる、果たしてそれでできるかどうかというかたちの検証ですから、だから、上の1項目だけでいいと思います。

◆中西照典座長 これ課題点・問題点出しているのは、例えば検証したときに、やはり例えば免震構造についてこれから検証して、元々、その案を出された2人がいらっしゃる。そういうかたの中で、やはりこれがいいだろうということが、もしも出てきたら、それは問題点として書き込んでいただきたいということであって、そういうそれぞれの金額について検証したけども、これはこういうことですよという点は書き込んでいただいた方がいいと。結局これがそのまま、次のここに建つ案になりますからね。

◆上田孝春議員 そうですよ。

◆中西照典座長 ですから、それは、こういう点がありますよということは、僕は、されればいいんじゃないかという意味での問題点は書いていただかないといけんんじゃないかということです。

◆上田孝春議員 だから、この辺。いいかな。

◆中西照典座長 はい。

◆上田孝春議員 この辺が何を指して課題・問題点というふうなかたちで、

◆中西照典座長 だから、あくまでも、

◆上田孝春議員 空けているか僕はちょっと意味が分かんですよ。

◆中西照典座長 あくまでね、第1回の建築工事費概算がありますが。それを検証した中での問題点。だから、全くそこから離れたものということは、これはちょっと皆さん、以前にも代表者会のときにも話しましたが、やはり基本はさっき言われたようなことをするわけですから、出ているものを。

◆上田孝春議員 だから、ここがちょっと気になるんです。ひっかかるね、うん。

◆田村繁巳議員 例えば、

◆中西照典座長 はい、ちょっと待ってください。

◆田村繁巳議員 ちょっと確認の意味ですが。

◆中西照典座長 はい、高見議員。

◆高見則夫議員 基本、ちょっと、議事進行をいい具合にして、一方的なあれせんように。というのは、今言う2号案については、さっき言ったように、建築工事費概算予定出したでしょう、あったでしょ、出してあったでしょう、前回、前々回。これに基づいて、出そうということについては皆さんで共通理解を得ておるが。これでいけばいいわけであって、これの内容について周辺とか、そういう問題が付随する場合があるわな、これをする場合にあるかも知らんで、技術的に。その場合には、やむを得ん、そういうものも成果の中に入るということは、お互いに共通理解しておかないと、何でもかんでも、これ読んだというんでないよ、それは、私はいけんというふうに思います。だから、その辺をもうちょっと融通を持って20億の範囲内で、今、

この概算の中で、13項目で審査しておるということの共通認識をとりあえずしておいた方がいいというふうに思います。それともう1つは、それは最初からでもお互いの共通。それから、学識経験者の関係がありましたね、有する者。これについて監修を受けるわけだけでも、それは、これの報告書が出てからそれを決める、監修を受ける人を決めるのかということが、次に聞きたいですね。その辺の関連はどうですか。

◆中西照典座長 この監修を受けるというのは、監修を受けたものを、レポートでいただくわけですから、報告書に。

◆高見則夫議員 うん。全部。受けたものを、

◆中西照典座長 ものを。

◆高見則夫議員 受けたものを。

◆中西照典座長 そうです。そういう意味です。

◆高見則夫議員 はい、分かりました。なら、それは、うちの方がここで決めるんじゃないに、建築士事務所協議会でそれされて、その人が決めるということですね。分かりました。それと、もう1つ、例えば市の関係の出番の関係がある、市の関係、出番、市の職員の関係ね。これも大事なことであります。市の方は何も知らんで、B案は、これではいけんと思いますしね。B案知らんじゃないに、今のような報告書については、タッチするかせんか、照会があったら照会に応じないといけん部分も出来てくるでしょうけども、これはこれからの問題として、もうひとつは、やはり何と言うか、設計書作って随意契約を出さないといけんわな。そういう場合に市の職員は当然しないといけん、そういう内容について、詳細を。ですから、報告書をもらう、それからすぐ入札に移るような設計書を作って行って、随意契約にかけていかないといけんわけですから。だから、市の職員はそういう部分で関与しなきゃいけないというふうに思います。以上です。

◆中西照典座長 ちょっと、何を。

○中村英夫市議会事務局長 随意契約をする前に仕様書というか、作る場合に、当然、事務局の職員がやりますけども、中心になって。当然、アドバイスは専門的なことがありますのでアドバイスは、

◆角谷敏男議員 アドバイスね。

○中村英夫市議会事務局長 は受けます。そういうかたちで、まったく関わりがないということ

◆高見則夫議員 はい、分かりました。常に関わりは持ちながら。

◆中西照典座長 これは実際の随意契約する場合。

○中村英夫市議会事務局長 そうそう。

◆中西照典座長 今はその前をしていますからね。はい、田村議員。

◆田村繁己議員 すいません。じゃあ、ちょっと話が変わるかも分かりませんが、調査内容で、先ほど、上田さんの方から周辺の影響とか、事業実施にあたっての問題点・課題、こういうことも出していただくといいのはどうかと。ひとつ確認をさせていただきたいのは、これは、僕は調査としては必要かなと思っているんですが、市民に、座長の方が出てきたものは公表し

たいと、全部をとということです、当初やっぱり確認されたものが関連情報として比較項目を、これを出すということで出された資料を全部こういう問題点も出されるのかどうか。この辺もちょっと聞かせてください。

◆**中西照典座長** 基本的には、報告書は市民に出します。けども、対比表がありましたよね。あれは、その報告書の中に当然出てくるだろうと。それで、書ききれないのはやっぱり空欄になると思います。そちらは、それは、これから随意契約、契約する中でやはり比較表というのは市民に一番分かりやすいものですから、それは出るようにしていただくけども、その比較表の中でも。

◆**田村繁巳議員** 比較表とは別に、積算で上がってきたものは、それは積算の部分としてB案だけになってくると思うんですけど、出すということですか。

◆**中西照典座長** 積算が上がってくる、どういう上がり方をするか、それは分かりませんが、少なくとも、ある工事が、予算でもとが幾らだってあるものを、そのもとを出された方と業界が話をして、それが変わるとすれば、もしもですよ、それはやはり出していかないといけない。けど、それは、一方的には、それはやっぱりちゃんと話し合っていて、すべきだと私は思いますよ。それで、金額が変わればそれはそれで変わった金額を上げていただいている、それは、一方的にするものじゃないですけど。あくまで、基本は、その皆さんが示されたものを基本土台として、していくわけです。私はそう思っています。

◆**田村繁巳議員** いやいや。ちょっとその辺が、報告書は報告書で上がってきたものは公開として市民に全部情報提供というか、情報をしっかり出すと。それとは別に、この住民投票条例案の関連情報として、1案と2案を関連情報としてこの比較検討のものは別途出しますよということなのか。

◆**中西照典座長** いや。すいません、ちょっと訂正します。結局、そのレポートにはそういうものもきちっとしてもらわないと、と思っています、こちらが手を加えるということ。だから、随意契約する中で、そういうことはきちっとしておかないといけない。それは、出てきたもののここが、ところでもう1回ということは考えておりません。じゃ、いいですか。角谷議員、どうぞ。

◆**角谷敏男議員** ちょっと皆さん質問されている中で、私もちょっとよく分からないのは、周辺への影響、その他事業実施にあたっての課題・問題点。結論を言うと、議長の説明で言うと、いわゆる建築工事費の概算についての検討だから、その概算の枠内の中でのこの工事であればこういう周辺の影響がありはしないか、というような報告が挙がってきたり、こういう課題がありますよというような、何と言うか、そういう点を指摘するというか、明示するというか、そういうことを予想をしてのことなのかなど。

◆**中西照典座長** 私らのいろいろ今まで検討会を重ねてきた中で、やはりこの第三者に委託して検証をしていただきたいという中の議員の思いは、やはり数字が変わるんじゃないかという思いがあるわけです。ただ、我々は素人ですんで、変わるだ、変わらんだって言ったって、これは水かけ論ですから、だから第三者に委託。けども、やはりどうも聞いている中では、この金額は本当でできるだかいやというような意見がある。でも、皆さんはできる当然って。だから、

その中で変わってきた場合はそういうふうにするという意味です。そうできたら、金額が変わればそれはそれできちっと公表してもらわないといけないし、変わらないなら変わらないでいいんだけど、それはそれぞれのこれからお願いする委員会が、その素案を作られた方とお話しながら進めていただくことだと私は思っております。

◆**角谷敏男議員** 確認なんですけど、この金額について変わった場合は公表すると議長は言われるけど、さっき高見さんが経過をちょっと手に持っておられたけど。

◆**高見則夫議員** これ。

◆**角谷敏男議員** それは、公表はされてないわけだから。

◆**高見則夫議員** これからする。

◆**角谷敏男議員** だから、どっちにしたって変わろうが変わるまいが、金額は公表しないといけないと思います。

◆**中西照典座長** ルールとして、そういうことです。

◆**角谷敏男議員** それともう1つね、いいですか、議長。

◆**中西照典座長** はい、どうぞ。

◆**角谷敏男議員** 概要にも関わってくるし、工事費の概算なんかに関わってくるんだけど、さっき市民のアンケートを取って僕は言っているじゃなくて、公表していくと恐らくそれなりにまた意見は出てくると思うんですよ、市民の方から。それで、そういう現地案に対する市民の意見というのはどういうふうに扱っていくのかなと、少なくとも聞き置きますということで済むんかいなと思って。一方、最大マックス20億円ですから、そこが動かしちゃいけないよというこの提案者の意見もあるわけですね。その辺はやはり調査の報告を受けた段階で、やっぱり公表するわけですから、そうするとさっき上杉委員もちょっと言われたけど、問題は議会に対しての批判があるわけですね。だから、批判があるっていうよりは不信感云々っていう議論もさっきあったんですけど、いずれにしても、いろんな市民の疑問や意見はあるから、それをどう対応するかっていうような、やっぱり市民に対して住民投票を成功させるという点から、議会としてどう対応するのかを、私は1つ1つ丁寧に何らかのかたちで対応すべきじゃないかなと私は思っているんですけどね。

◆**中西照典座長** その意見はあるとします。今の意見に対して角谷議員の意見に対して、どうですか、各議員。上田議員、はい。

◆**上田孝春議員** 角谷議員がどの程度のことを指して言っておられるか知らんけれども、僕は以前にも言ったと思いますけれども、僕が示している1つの案、B案ね、これを事業費について検討してもらって、最終的に。ですから、そのときに、どっちにしてもですよ、だから若干あそこで市民に住民投票してこっちに決まればですよ、決まった時点であれだったらね、やっぱり市民の意見を聞いて市民の意見が反映できる範囲内の、金額をどうのこうの、金額はもう決まっているから、だから、内容について、こうだ、ああだというかたちでの若干の意見を、パブリックにでもかけて反映できる問題は、私は賛成するぐらいのやっぱり柔軟性はあってもいいじゃないかなという。ですけれども、金額はもう最初から言ってるように、20億はもう正直言って、今の鳥取市の財政状況でいろんなことを考えると、これはもう正直言って合併特例債、

いろんな補助金を使ってしたとしてもね、やっぱり鳥取市が返済していくものを考えてもやっぱり年間2,000万ちょっと位の金額になりますから返済は20年間で、金利込めても3,000万弱ぐらいでできますからね。一方の場合1億2億なんぼの金になるし、そういったことを考えての20億も、正直言って設定している金額もそういった事業費をいろんなことを考えて鳥取市の今の財政状況いろんなことを考えると、20億はマックスだというふうな1つの考え方だと思うんですね。ですから、そんな中で、B案でこっちに決まったということになったときに、また実施計画を具体的な設計をする場合に、やっぱりその辺は柔軟な対応は僕はしてもいい、そこで市民に意見を聞いてもいいという思いはあります。

◆中西照典座長 そのほかの方で、はい。

◆高見則夫議員 そうなんです。要は、言われるように、今の案を、これをまず公表するってことも大事なことだ、確かに。皆さん方にご理解いただく20億の。と同時に、これから我々が精査をお願いするもの、この同じものをお願いするわけですから、それもやっぱり市民の皆さん方に公表するということになると、両者を公表するということも大事なことだと思いますよ。同時に決定した段階では今のように不足部分があったり、オーバーな部分があったり、いろいろあるわけですから、そういう部分については、また次の段階を考えなければ、今の我々の協議の段階ではいけないと思いますよ。だから、次のこと考えたら、また非常にこのボリュームがここで変わってきますからね。だから、とりあえず今の段階は、今我々持ってる仕様書の概要の関係、それから精査してもらうもの、これもできたら皆さんに提供するということが大事なことでないかと思いますよ。

◆上杉栄一議員 基本的には、今これから出されるB案については、これを専門の委員会でも検討した中で、それをA案B案1案2案というかたちで住民投票、その結果、仮に2議案になったときに改めて市民の意見を聞くということで私はいいいと思いますけどね。それから、もう1点、さっき調査内容についてその他の事業実施にあたっての課題・問題点ということについて、ここまで調査するのかという話の中で、これ、議長の方から全てを公表するという話をされたんだけど、私はここは、もちろん課題・問題点は、我々委員会としてはこれは報告を受けなければならないというふうに思っております。と言いますのは、これは、例えば概要の中でよく議論になる半地下の150台というものが出るわけですし、例えばこれを委託した中で、これを実施、実際にこれを検証したら、これは不可能であると、例えばですよ。今の平米数からすればとても150台の半地下できませんといったときに、委員会で結果としては、これはできませんということで検証、その結果が来るのかどうなのか、このあたりのこともあるわけですが。ですから、こういう工法だったらできますよというようなことであるのであれば、それはひとつの問題であったり課題であるわけですから、そういったことも踏まえての報告を出していただきたい。

ただ、市民の皆さんへの情報提供の中では、以前にも市庁舎整備に関する住民投票条例の選択肢についての関連情報という、A案B案という関連情報の、まだここは埋めてないんだけど、その中には一応たたき台としては概要であったり、あるいは本庁舎整備の位置とか、延べ床面積、耐震工法、駐車場建設費、財源、それから返済等々の、というようなかたちになって

おるわけですし、だから具体的にそこに問題点・課題点ということはここに載せるような状況じゃないわけです。だから、それはそれこそ載せるということになれば、A案B案それぞれが同じように課題も載せてB案の課題も載せるというかたちで出さなければならないということ。だから、出す出さんは別として、やはりこの調査の中での有識者としての課題・問題点については、やはり委員の方からその第三者の機関からそれなりの報告は受けなければならないと思います。ただ、立証だけで今のかたちからすれば、要するに150台の半地下の駐車場ということについては、今のその平米だったら無理ですよということになって、それだけの報告という話にならんと思うんです。どれだったらできるというような状況の中で課題なり、あるいは問題点が出てくるわけですから、その報告はやっぱり受けないといけんというふうに思っております。

◆上田孝春議員 いいか。

◆中西照典座長 はい。

◆上田孝春議員 だから、僕が示したものに対しての課題と言うか、さっき上杉委員から話が出たような問題は若干僕も把握をして理解もできる。ですけど、これを正直言って、先回の、今この場で言ったらどうかと思いますけどね、先回の竹内後援会が出していたような課題、あーいった問題で、あーだこうだというような第2案に対してですよ。あーだこうだというふうな課題を、あーだこうだにつけまわったらね、これは正直言ってできることもできんようになってくる。その心配を僕はしておるから、この問題は必要ないと言っている。ただ、検証する20億は、20億でできるかできんかという、僕は20億でできるもんやればいいという正直言って、考え方ですから、その辺の不信感があるから、やっぱりなぜここにこういった問題を挙げるのかなという、正直言って思いはしたから、さっき言ったように周辺の影響とか、その他の課題云々はここはその委員会としてする必要はないという思いがしております。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 先ほど、座長の方からの説明では、あくまでも概要の内容に関してのこの課題、それ以外のところでの、この先ほど言ったようなことで、上田議員さんが言われたことではなしに、あくまでも概要の範囲内の課題だろうと、それちょっと認識したんです。

◆中西照典座長 いや。そのつもりで皆さんに説明したんだけども。

◆高見則夫議員 そういうように言ったでしょ、そうせんと話が違う。

◆中西照典座長 他に何か、この調査に関しての事項に対して、今、それぞれお話されたようなところなんです、皆さん、その例に出されたようなね、ことは誰も望んでない、お願いするのもそういうことにならないだろうと私は思ってるし、それは皆さんの意思なんです、その辺は。

◆上田孝春議員 その辺の確認をきちんとしておきたいという。ですから、さっき田村委員が出たようにね、僕が示したものの事業費に対しての検証をやってみて、それに対してどうかというもんなら分かるけどね、周辺の影響だったりなんやかんやのことは、やっぱりそれは次の段階が決まった時点でね、正直言って工事のやり方だとか、工事の期間だとか、そういったことは次の段階ですから、やり方いろいろあるし。

◆中西照典座長 上杉委員の言われるように、元々その積算が違います。向こうは標準基準で

ているし、ここは今のこのあくまで現状維持を耐震化するという意味でしょ。だから、その辺は向こうの基準をこっちにもってきてどうのこうのということは、多分それは誰も頼んでない、そうすることはないわけですから、確認をしておきます。それでよろしいですね。

◆上田孝春議員 はい。

◆中西照典座長 では、今のお話。それから、先ほど上田委員が言われたように、県のですね、建築士事務所協会に委託するにしてもなるべくというか、中部、西部の事務所をお願いしたいということ、それを含めて、この先ほど事務局が読み上げました調査事項は、先ほど読み上げたようにさせていただいてよろしいですか。では、そのようにさせていただきます。それと、調査期間ですが、これは議決がなるべく臨時議会を通していかないとけないと思います。これから案件を実際作り上げていくわけです。それは1月の25日前後になりますかね、可能性は。はい、どうぞ。

○中村英夫市議会事務局長 もうすでに1月23日に、2月定例会の一月前の議運が予定されていますので、そこにこの委託する件についても提案する方向です。はい。それで、臨時議会につきましては、今月中に。また、議運の委員長さんと相談します。ここで召集請求をすると。

◆中西照典座長 では、1月23日に議運が予定されているので、そこにこの調査を委託する件については出させていただくということで。それで、期間は議決のあった日から平成24年2月29日までの調査機関としたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい。では、確認はしておきます。

◆上田孝春議員 ちょっと。

◆中西照典座長 はい。

◆上田孝春議員 その調査依頼の関係だけどね、依頼をして1カ月間というふうなかたちに切っているんだけど、できるだけ早く、するんだったら。それで、2月定例の条例というか、上の方でもできれば、出せるようなかたち。

◆中西照典座長 それは今言われたように、これは期間が2月の29日ということではありません。それまでに使ってくださいっていう意味じゃなしに、期間ですんで、早くレポートが上がれば、報告書が上がればそれを基にして所定の手続きをとるということになります。ですから、29日までの期間があるけども、もっと早くしていただくようなことはお話ししないとけないと思っています。

はい。では、一応案として出ております。調査事項、調査期間、調査を委託する者、先ほどここで皆さんに確認していただいたような方向で進めたいと思います。よろしくをお願いします。よろしいですね。はい。では、これをもちまして鳥取市庁舎整備に関する、

◆角谷敏男議員 1点だけ。市長への申し入れはどうになりましたかね。

◆中西照典座長 市長への申し入れは、年末に私の方で口答で行いました。内容は皆さんにお知らせしたとおりであります。以上です。

◆角谷敏男議員 住民チームの跡地利用の委員会の検討委員会があるようですけどね、跡地利用の。広報についても同じようにやはり進められるのかなと、ああいうふうに思うんです。議論は、あと戻りさせるわけじゃないですけど、やはり住民投票はいろんな人たちの意見がありま

すから、やっぱりここになってくると、議長、恐らく日程もおよその日程も言われたし、市長もそれ御存知だと思うんですが、議会の中でも日程も含めて行けたらということで、そういうかたちになったと思うんですけど。そうであるならやはり自粛をするなり、中断をするなりしてね、住民投票の結果を待って、本当に公正・公平にね、さっきから言われている公正・公平にやるように、議会もそこをきちっとしないと、やはりこの投票結果についてね、いろいろまた新たな議論が起きかねないなと私はいつもそのことを心配しているわけです。

だから、本当に最後通告じゃないとは思いますが、市長に対して、本当にきちっとやらないと議会がやる意味がない、議会がやると盛んに言われるけど、私はこれからも市長に申し入れをしてほしいというふうに思っております。以上です。

◆**中西照典座長** 今の件は、その委員会の内容を確認してください。どういう内容になるかは、これからその内容が、今、角谷議員が言っておられるようなのかというのは、私は分かりませんから。それは各議員が出られるわけです、角谷議員も出られるかね。

◆**角谷敏男議員** 私ね、申し入れをしたら、そういう委員会とか、広報をどうするかというぐらいは当局から返事があっても然るべきだと思うんですよ。

◆**中西照典座長** だから、これは言いましたように、議長から市長に申し入れることであって、こちらが強制することはできませんので、それは、それがどういうふうな状態で出てくるかというのはまた議員の方に検証していただいて、その中で申し入れをしないといけないことはまたするという。ついては、議長の方からこうしなさい、ああしなさいということは、私が議長である限りはしません。

◆**角谷敏男議員** いや、回答は、僕は求めるべきだと思います。

◆**中西照典座長** いや、いいです、それは求めません。

◆**角谷敏男議員** だから、市当局もすべきですよ。

◆**中西照典座長** はい。

◆**角谷敏男議員** 議会と行政との関係で言えば。はい。

◆**中西照典座長** いや、いいです。鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会第8回をこれで終わります。